

1 条例の目的

障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とする。

2 条例の適用範囲

(1) 権利擁護若しくは支援の対象

障害者 → 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

(2) 努力義務規定等の適用対象

市 → 市の全ての機関

事業者 → 商業その他の事業を行う者

市民 → 市内に居住し、又は通勤し若しくは通学する者

3 条例の主な内容

(1) 基本理念

- ア 障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳（以下「個人の尊厳」という。）が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること。
- イ 全ての障害者は、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ウ 全ての障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかを選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- エ 障害を理由とする差別の多くが、障害に対する偏見、障害への理解不足から生じていることを踏まえ、障害者、家族及び支援者のみならず、広く障害に対する理解を広める必要があること。
- オ 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要があること。

(2) 市の責務、事業者の責務、市民の責務

ア 市の責務

- ア) 市は、障害への理解を深める取組の促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し、障害の有無にかかわらず、共に安心して暮らせるまちづくりのための障害者施策を、総合的かつ計画的に実施するものとする。
- イ) 市は、必要に応じ、次のイの取組を行う事業者及びウの取組を行う市民との連携に努めるものとする。

イ 事業者の責務

- ア) 事業者は、基本理念に基づき、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行うものとする。
- イ) 事業者は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

ウ 市民の責務

- ア) 市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、障害の有無にかかわらず、現に助けを必要としている人がいるときは、相互に助け合い、必要な配慮に努めるものとする。
- イ) 市民は、市が実施する障害者施策に協力するよう努めるものとする。

(3) 共に安心して暮らせる福祉のまちづくり

ア 基本目標と施策の推進体制

- ア) 障害者施策の基本目標(障害者計画との整合性あり)
- イ) 障害福祉推進委員会の設置
- ウ) 障害者施策の計画決定過程への参画

イ 共に生きる意識の醸成

- ア) 共に生きる意識の醸成に向けた啓発活動等
- イ) 差別、虐待その他の個人の尊厳を損なう行為の禁止

ウ 共生社会の環境づくり

- ア) 手話言語、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援
- イ) 障害者の社会参加の機会の拡大と環境整備
- ウ) 障害者雇用の促進と就労定着への取組
- エ) 安心して暮らすための福祉的支援

(4) 相談体制等

- ア 障害者からの相談等への対応
- イ 助言又はあっせん
- ウ 市長による勧告

(5) 規則への委任

4 条例施行までの流れ

- (1) 議会提案予定 平成29年6月定例会
- (2) 条例公布(議決後)
- (3) 条例施行予定日 平成30年4月1日